

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 8 号に規定する固定式刺し網漁業（かに網漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 8 年（2026 年）2 月 20 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
固定式刺し 網漁業	かに網漁業	別記 1 のとおり	6 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	7 隻	1 八代市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
固定式刺し 網漁業	かに網漁業	別記 2 のとおり	6 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	3 隻	1 葦北郡芦北町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
固定式刺し 網漁業	かに網漁業	別記 3 のとおり	別記 3 のとおり	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	16 隻	1 上天草市大矢野町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
固定式刺し 網漁業	かに網漁業	別記 4 のとおり	6 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 上天草市松島町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	かに網漁業	別記 5 のとおり	6月1日から 11月30日まで	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	5隻	1 上天草市姫戸町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	かに網漁業	別記 5 のとおり	6月1日から 11月30日まで	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	6隻	1 天草市御所浦町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	かに網漁業	別記 6 のとおり	6月1日から 11月30日まで	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	4隻	1 上天草市龍ヶ岳町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年（2026年）2月20日から令和8年（2026年）3月16日まで

3 備考

（1）この公示に係る許可の有効期間は、令和8年（2026年）5月1日から令和11年（2029年）4月30日までとする。

（2）この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

- ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
- イ 同時に使用する網具の全長は、1,200メートルを超えてはならない。
- ウ 編地は、一重でなければならない。
- エ 網目の大きさは、12センチメートル以上でなければならない。
- オ 網丈は、3メートルを超えてはならない。
- カ 午前8時から午後4時まで操業してはならない。

（3）この公示に係る共同漁業権は令和5年（2023年）9月1日に免許されたものとする。

別記 1

操業区域

不知火海

次のア、イとウ、エ、オとカ、キとク及びケとアを結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、火共第2号共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場内を除く。

ア 宇城市三角町戸馳島片島灯台

イ 八代市大築島東端

ウ アからイを見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わるところ

エ 葦北郡芦北町御立岬（只崎）

オ 上天草市龍ヶ岳町樋島北端

カ エからオを見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わるところ

キ 上天草市松島町下大戸ノ岬

ク 上天草市大矢野町上大戸ノ鼻

ケ 上天草市大矢野町維和島東端

別記 2

操業区域

次のア、イとウ、エ、オとカ、キとク及びケとアを結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（ただし、共同漁業権漁場内を除く。）及び火共第3号共同漁業権漁場内田浦地先

ア 宇城市三角町戸馳島片島灯台

イ 八代市大築島東端

ウ アからイを見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わるところ

エ 葦北郡芦北町御立岬（只崎）

オ 上天草市龍ヶ岳町樋島北端

カ エからオを見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わるところ

キ 上天草市松島町下大戸ノ岬

ク 上天草市大矢野町上大戸ノ鼻

ケ 上天草市大矢野町維和島東端

火共第3号共同漁業権漁業内田浦地先

次の甲、A、B、C、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

甲 八代市二見洲口町と葦北郡芦北町との境界「さいづつの鼻」突端

乙 葦北郡芦北町海浦と同町鶴木山との境界

A 甲から上天草市姫戸町雨竜岬突端を見通した線上、2,727メートルのところ

B 芦北町沖合柴島北西端

C 葦北郡芦北町海浦と同町鶴木山との境界沖合の白神瀬北西端

別記3

操業区域	操業期間
<p>不知火海 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。ただし、共同漁業権漁場内を除く。</p> <p>ア 宇城市三角町戸馳島片島灯台 イ 八代市大築島東端 ウ アからイを見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わるところ エ 葦北郡芦北町御立岬（只崎） オ 上天草市龍ヶ岳町樋島北端 カ エからオを見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わるところ キ 上天草市松島町下大戸ノ岬 ク 上天草市大矢野町上大戸ノ鼻 ケ 上天草市大矢野町維和島東端</p>	<p>6月1日から 11月30日まで</p>
<p>次のコ、サ、シ、ス、セ、ゾ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、コを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。</p> <p>コ 三角町戸馳島大崎より 245 度、181.1 メートルのところ サ 大矢野町登立塔崎の鼻より 75 度、720 メートルのところ シ 大矢野町禿島西端より 270 度、180 メートルのところ ス 大矢野町横島北端より 90 度、180 メートルのところ セ 大矢野町笹島西端と長砂連東端を結ぶ線の中央点 ゾ 大矢野町上大戸ノ鼻より 270 度、900 メートルのところ タ 上大戸ノ鼻より 225 度、720 メートルのところ チ 上大戸ノ鼻より 185 度、540 メートルのところ ツ 上大戸ノ鼻より 135 度、900 メートルのところ テ 大矢野町維和島最東端より 130 度、900 メートルのところ ト 三角町戸馳灯台より 142 度、663.57 メートルのところ ナ 三角町戸馳灯台より 205 度、181.1 メートルのところ</p>	<p>6月1日から 10月31日まで</p>

別記4

操業区域（松楠地先）

次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、基点5を順次に結んだ線、タ、チを結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。

ただし、ケ、コ間は瀬戸の中央点とする。

基点1 天草市有明町（以下、「有明町」という。）楠甫と有明町大浦との境界

基点2 熊本県漁場基点天第96号（有明町飛龍島北端）

基点3 熊本県漁場基点天第84号（上天草市松島町（以下、「松島町」という。）高杣島北西端）

基点4 熊本県漁場基点天第64号（松島町船人島北端）

基点5 松島町合津と松島町阿村との境界点の位置

ア 基点1から真方位67度、126メートルのところ

イ 有明町龍崎から真方位185度、417メートルのところ

ウ 有明町竜崎から誠方位105度、540メートルのところ

エ 有明町竜崎から真方位42度、900メートルのところ

オ 有明町飛龍島頂点から真方位45度、630メートルのところ

カ 基点2と上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）湯島東端を見通した線から基点2を基点として右へ19度58分、900メートルのところ

キ 基点3と大矢野町湯島南西端を見通した線から基点3を基点として右へ353度50分、1,100メートルのところ

ク 基点3と大矢野町鳩の釜西端を見通した線から基点3を基点として右へ352度30分、720メートルのところ

ケ 松島町永浦島西端と大矢野町小泊の鼻とを結んだ線の中央点

コ 永浦島北東端と大矢野町中丸山鼻東端とを結んだ線の中央点

サ 基点4から大矢野町中新開黒岩鼻を見通した線上、基点4から540メートルのところ

シ 基点4から真方位275度、360メートルのところ

ス 松島町前島北端から真方位10度、54メートルのところ

セ 松島町前島東端から真方位90度、90メートルのところ

ソ 基点5から真方位310度、200メートルのところ

タ 松島町教良木園部新地樋門中央

チ タと松島町教良木天草広域連合松島地区清掃センター煙突中央を見通した線からタを基点として右へ242度の線が対岸と交わるところ

別記 5

操業区域（不知火海）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。ただし、共同漁業権漁場内を除く。

- ア 宇城市三角町戸馳島片島灯台
- イ 八代市大築島東端
- ウ アからイを見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わるところ
- エ 葦北郡芦北町御立岬（只埼）
- オ 上天草市龍ヶ岳町樋島北端
- カ エからオを見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わるところ
- キ 上天草市松島町下大戸ノ岬
- ク 上天草市大矢野町上大戸ノ鼻
- ケ 上天草市大矢野町維和島東端

別記 6

操業区域（不知火海、樋島地先）

不知火海

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。ただし、共同漁業権漁場内を除く

- ア 宇城市三角町戸馳島片島灯台
- イ 八代市大築島東端
- ウ アからイを見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わるところ
- エ 葦北郡芦北町御立岬（只埼）
- オ 上天草市龍ヶ岳町樋島北端
- カ エからオを見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わるところ
- キ 上天草市松島町下大戸ノ岬
- ク 上天草市大矢野町上大戸ノ鼻
- ケ 上天草市大矢野町維和島東端

樋島地先

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。

基点1 熊本県漁場基点天第242号（龍ヶ岳町と上天草市姫戸町との海岸線における境界）

基点2 熊本県漁場基点天第233号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端）

基点3 熊本県漁場基点天第236号（龍ヶ岳町樋島南端）

基点4 熊本県漁場基点天第239号（龍ヶ岳町樋島琵琶の首東端）

ア 基点2と天草市御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点2を基点として右へ254度25分、3,928メートルのところ

イ 基点3と天草市御所浦町嵐口山山頂を見通した線から基点3を基点として右へ325度8分、1,500メートルのところ

ウ 基点3と葦北郡芦北町殿島山山頂を見通した線から基点3を基点として右へ27度5分、1,500メートルのところ

エ 基点4と葦北郡芦北町柴島山山頂を見通した線から基点4を基点として右へ10度8分、1,100メートルのところ

オ 龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠藏山山頂を見通した線上、黒島北端から1,000メートルのところ

カ 基点1と上天草市姫戸町赤島南端を見通した線から基点1を基点として右へ7度45分、1,260メートルのところ

キ 上天草市姫戸町赤島北西端から龍ヶ岳町和田の鼻東端を見通した線上、赤島北西端から980メートルのところ

ク 龍ヶ岳町山下鼻から真方位340度、540メートルのところ

ケ 龍ヶ岳町和田の鼻東端から真方位125度、180メートルのところ

コ 龍ヶ岳町坊主島東端から真方位90度、90メートルのところ

サ 龍ヶ岳町樋島東端から真方位115度、126メートルのところ

シ 龍ヶ岳町樋島南東端と龍ヶ岳町樋島最近部との中央点